

平成30年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会審査記録

- 1 日 時 平成30年9月25日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)
議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(24名)
- | | | | |
|-----|--------|-----|------------|
| 1番 | 小杉武仁君 | 2番 | 河村幸雄君 |
| 3番 | 本間善和君 | 4番 | 鈴木好彦君 |
| 5番 | 稲葉久美子君 | 6番 | 渡辺昌君 |
| 7番 | 尾形修平君 | 8番 | 板垣千代子君(遅参) |
| 9番 | 本間清人君 | 10番 | 川村敏晴君 |
| 11番 | 小杉和也君 | 13番 | 竹内喜代嗣君 |
| 14番 | 平山耕君 | 15番 | 川崎健二君 |
| 16番 | 木村貞雄君 | 17番 | 小田信人君 |
| 18番 | 長谷川孝君 | | |
| 20番 | 佐藤重陽君 | 21番 | 大滝久志君 |
| 22番 | 山田勉君 | 23番 | 板垣一徳君 |
| 23番 | 板垣一徳君 | 24番 | 鈴木いせ子君 |
| 25番 | 大滝国吉君 | | |
- 5 欠席委員(1名)
- 19番 小林重平君
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 オブザーバーとして出席した者
なし
- 8 説明のため出席した者
なし
- 9 議会事務局職員
- | | |
|-----|------|
| 局 長 | 小林政一 |
| 次 長 | 大西恵子 |
| 係 長 | 鈴木涉 |

(午前10時00分)
委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)及び議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、それぞれ、各分会長の審査報告ののち、質疑を行う。

日程第13 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)を議題とし、議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)について、総務文教分科会長 鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

鈴木総務文教分科会長 ただ今上程されている議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算

(第4号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲についてその審査の概要と経過について、ご報告申し上げます。

去る9月11日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長、分科会委員、副市長及び理事者説明員の出席のもと、総務文教分科会を開会した。

はじめに、議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲で、総務課、財政課、政策推進課、自治振興課、会計管理者、選管監査事務局、議会事務局、消防本部、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所所管分について担当課長から説明を受けた後に質疑に入った。その主な概要と経過について報告いたす。

歳入について、第10款 地方交付税、第14款 国庫支出金、第16款 財産収入については質疑はなかった。

第18款 繰入金について、委員より、審査の仕方として、常任委員会での村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例を廃止する条例制定の議案と補正予算を一緒に出さなければならない理由があるのかとの質疑に、これまでも基金を廃止して積み立てする場合、廃止条例と補正の歳入歳出を同時に出した経緯がある。廃止した基金をどのように活用するかについて、具体的に示したうえで今までも審査した経緯から、今回も同様の対応をしたとの答弁。

第19款 繰越金、第20款 諸収入、第21款 市債については質疑なかった。

次に歳出について、第2款 総務費について、委員より、市民ほう賞の盾はどんな盾かとの質疑に、村上市民栄誉賞にふさわしいデザインとして、村上传統の木彫堆朱のものを製作中であるとの答弁。

第13款 諸支出金、第14款 予備費、第3条「第3表地方債補正」について質疑なかった。

次に第2日目、9月12日、同じく市役所1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員、副市長、教育長及び理事者説明員の出席のもと、総務文教分科会を開会いたした。

議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち、当分科会の所管する審査範囲で、学校教育課、生涯学習課所管分について担当課長から説明を受けた後に質疑に入った。

歳入については質疑なかった。

次に、歳出について、第10款 教育費については、委員より、荒川中学校、朝日中学校のストーブは石油かとの質疑に、石油であるとの答弁。また、黒川俣ふれあいセンター解体は校舎には関係ないのかとの質疑に、校舎には手を付けない、補正予算議決後、年度内の雪降る前に完成させたいとの答弁。また、委員より、運動部活動改革プラン調査委託料は、国からの形があって方向性、プログラムがあるのかとの質疑に、文部科学省からしなさいというものでなく、村上市が名乗りをあげ、総合型地域スポーツクラブ希楽々と新神林中学校の神林地区を限定としたものだ。地域連携融合型を経費含めて調査したいとの答弁。

以上で質疑を終結、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度のとりまとめを行った結果、議第105号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

総務文教分科会

(質疑)

なし

市民厚生分科会

(報告)

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予

算(第4号)のうち、市民厚生分科会の所管する審査範囲についての審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月13、14日両日、午前10時から市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議長、議会事務局長、副市長はじめ担当課説明員の出席のもと、市民厚生分科会を開催した。

初めに、歳入全款について担当課長より説明を受けたのちに質疑に入った。

第14款 国庫支出金について、委員より、障害児通所支援サービス費負担金で、今年4月に開所した子ども発達支援所「はる」について、通所利用者は何名かとの質疑に、8月1日現在、放課後等デイサービスに32名、児童発達支援事業に15名が登録し、それぞれ利用しているとの答弁。

委員より、特別支援学校の放課後支援で浦田の里ややまの里に行っている子どもがいるが、これとは違う事業なのかとの質疑に、事業としては若干異なり、日中一時支援事業として、親の不在時などに一時的に行う市町村支援事であるとの答弁。

次に、歳出全款について担当課長より説明を受けた後に質疑に入った。

第3款 民生費について、障害児通所支援サービス費について、委員より、通所施設への補助金約8千万円はどのように使われているのかとの質疑に、3つの事業があり、浦田の里とはまなすで行っている障がい児相談事業、こども発達支援所「はる」で行っている児童発達支援、市内4つの事業所による放課後等デイサービスがある。児童発達支援は就学前の児童に対してその子の発達に応じた訓練や集団生活の訓練、放課後等デイサービスは、学校に在籍する児童が放課後に利用する学童保育的な部分と、障がいに応じた訓練や社会との交流促進を行っている。補助金の8千万円については、ほとんど事業所の人件費が賄われているとの答弁。

委員から、保護者の負担はどのくらいかとの質疑に、保護者の所得状況により、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯では0円、一番負担の多い方の場合は1か月の上限額の37,200円であるとの答弁。

第4款衛生費について、委員より、排水路清掃等経費で、清水川の施設維持保全業務委託料の補正について、当初予算で例年より減額されたがこれまでと変わったことがあるのかとの質疑に、運搬処理が年間おおよそ80回くらい必要と思われるが、当初予算の段階で60回分くらいを計上してその後の様子を見ることにしていたが、やはり80回分くらいが必要と見込まれたため20回分くらいを補正するものであるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第105号のうち市民厚生分科会所管分について、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

市民厚生分科会

(質疑)

なし

経済建設分科会

(報告)

川村経済建設分科会長 ただ今上程されている議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち当分科会所管分について、去る9月18日、19日の両日、経済建設常任委員会の審査に引き続き、市役所第1委員会室において、18日は分科会委員7名、19日は8名、副市長はじめ、関係課長及び関係職員、議会事務局長出席のもと委員会を開催した。その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

歳入について、担当課長より説明を受けた後に、質疑に入ったが、質疑はなかった。

次に歳出について、担当課長から説明を受けた後に、質疑に入った。

第4款 衛生費については質疑なく、第6款 農林水産業費について、委員から、

新聞でも取り上げられているが、越後杉ブランドの偽装問題が発生しているが、村上地区内では問題ないかとの質疑に、県に確認したところ、県では非公表を条件に各自治体に検査に入っているの、答えられないとのことだったので、農林水産課で管内の認証工場5事業体ごとに直接確認したところ、定期的に検査を受けており問題はないとの報告を受けたとの答弁。

委員から、食材商談会の委託利用について、どのくらいの規模で、米、卸、レストランなどの企業が参加したのかとの質疑に、今定例会での議決後の10月から実施予定の事業だが、27年から29年も継続している事業で、今までの実績を申し上げるが、食材商談会には22の生産者が参加し、73件の取引件数があり、約1,600万円程度の売上があったもので、今後も生産者に周知し数多く参加してほしいと考えているとの答弁。

委員から、森林振興一般経費のビレッジプラザ木材調達委託料だが、どのような委託事業なのかとの質疑に、東京晴海にある東京オリンピック選手村の選手が集う施設の木造平屋建ての約6,000㎡の建物に使う木材を、新潟県内7市町村で提供する事業で、それに応募をして該当したので、来年の3月から4月の間に市内の該当した越後杉を丸太材として、JASの認定工場である村上市内では、山北プレカットと、スギトピアの2社と長岡にある1社の県内3社に伐採、運搬する予定だが、搬入先は来年県が指定してくるものであるとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、次に第7款 商工費について、委員から、みどりの里の温泉井戸がたびたび涸れたと聞くと、温泉井戸の掘り直し計画などはないかとの質疑に、ポンプについては毎年オーバーホールしている、業者の見解は、お湯の通る道はまだ確保されているという状態ということなので、新たに掘るよりも、朝日みどりの里の改修機関を活用するなど、現在、業者と及び指定管理者と協議しているところであるとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、次に、第8款 土木費について、委員から、土木費の屋外広告塔の撤去費用の件だが、この広告塔を設置したのは誰だったのかとの質疑に、当時、日本海沿岸東北自動車道の延伸とともに、朝日みどりの里のPRもかねて、

合併前に朝日村で設置したものであるとの答弁。

委員から、松喜和の排水路改修で、排水路の設計雨量と、改修箇所数と今後の整備計画はとの質疑に、今回のかさ上げについては、全体計画での流量がどうのこうのではなく、松喜和地区自体が開発が進み、流出量が多くなってきたので、1か所しかない流末排水路が越水することから、急ぎとして排水路のかさ上げをすることとしたもので、今後の対策としては、全体調査をした後で検討して行きたいとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、最後に第11款 災害復旧費については、さしたる質疑はなかった。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたところ、委員から、農林水産課部分についてを賛成する、との発言があり、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第105号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。以上である。

経済建設分科会

(質 疑)

なし

【討 論】

本間 清人

反対の立場から討論をさせていただく。ほかの委員会の審査に関して、私は委員外で出席していないのであまり内容は把握していないが、私の総務文教常任委員会において教育費のほうでは運動部活動改革プラン調整委託金、こちら地域連携融合型ということで神林の希楽々が中心となり、文部科学省に対して放課後運動

についての部活動の改革を村上市が提案するという、そのことに関しては本当に大賛成であり、本当はこの提案を私が反対する分が入っていなければこの補正には大賛成をしなければならないが、ところが残念ながら今回積立金の中に基金の積立金があって14億4,928万5千円これは財政調整基金に積み立てを繰り入れるわけだが、これは議案として別に出ている村上市合併特例措置通減対策準備基金、こちらは年度末今年度の3月31日年度末であるが、そちらの段階で20億928万6千円と基金の中ではもっとも多い基金で、これは合併が9年後からどんどん交付金下がってくるというそれに伴って準備をしようということで、前市長のほうからずっと貯めていたお金である。確認したところ、今大体1年で2億ずつ交付金は下がっているということだが、これを財政調整基金が4億数千万しかなくなったからということでそちらに繰り入れると、勝手に使える基金が多くなるだけで目的となる基金がなくなるということを懸念している。詳しい討論は本会議場でやらせてもらうが、そういったうえから今回の議案に対しては反対をさせていただく。

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論1件あり、起立による採決を行った結果、議第105号については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、総務文教分科会長鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

本間 善和 配られた紙のタイトルがみんな間違っている。事務局のミスプリントだと思うが、市民厚生分科会の渡辺委員長がやる決算審査のタイトルが、総務文教になっているし、次の川村委員長がやるやつがこれも総務文教の分科会報告書に。だめだ。直して配る。

事務 局長 おっしゃる通り、2分科会において審査報告書が間違っていた。申し訳ありません。
大滝委員長 今局長から報告があったように2枚とも審査報告書が間違っていたので、市民厚生は市民厚生分科会、経済建設は経済建設分科会報告書ということで訂正を願いたいと思う。

総務文教分科会

(報告)

鈴木総務文教分科会長 先ほどの議第105号に引き続き、9月11日、第1日目、議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後に、質疑に入った。当分科会の所管する審査範囲についての主な概要と経過について報告いたします。

はじめに歳入について、第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 地方消費税交付金については質疑なく、第7款 ゴルフ場利用税交付金について、委員より、ゴルフ場利用税交付金は端数が出るのかとの質疑に、収入額の10分の7相当額が交付されるので、端数がつくとこまで交付されるとの答弁。

また、ゴルフ場の利用客数に応じた交付金かとの質疑に、収入額に応じたものであるとの答弁。

第8款 自動車取得税交付金、第9款 地方特例交付金、第10款 地方交付税、第12款 分担金及び負担金、第13款 使用料及び手数料については質疑なく、第14款 国庫支出金について委員より、地方創生推進交付金594万円は、2分の1の補

助で、地場産の木彫堆朱販路拡大等のものと思われるが、当初の金額と変わらないかとの質疑に、補正してないので変わらないとの答弁。

第15款 県支出金、第16款 財産収入、第17款 寄附金、第18款 繰入金、第19款 繰越金については質疑なかった。

第20款 諸収入について委員より、国等からの交付税に利息がついてもいいのかとの質疑に、当座預金で資金を運用・管理し、確実かつ有利な方法で保管。当面使わないことが見込まれる場合は有利な方法で普通預金に積んで利子収入を得るという保管の仕方をしているとの答弁。

第21款 市債については質疑なかった。

次に歳出について、第1款 議会費は質疑なかった。

第2款 総務費について、委員より、テレビ難視聴共聴組合支援事業補助金、下渡、大平、羽下ヶ淵集落では弥彦からの電波が海に反射して電波が乱れ、見にくい。同じ料金ではおかしいというクレームが来ていないかとの質疑に、現在のところ来てないが状況を確認するとの答弁。

また、地域審議会は村上市に提言実績はあるかとの質疑に、地域審議会は29年度に解散したが、合併搭載事業の検証や地域の課題についての意見交換や要望などを行い、総合計画策定の際に参考にしたとの答弁。

第9款 消防費について、委員より、常備消防と一般消防団員の共済の金額は同一かとの質疑に、同一であるとの答弁。また、団員の病死は100万円もらっていると思うが、事故災害になればどういう補償があるかとの質疑に、公務の時の弔慰金は2,300万円であるとの答弁。

第12款 公債費について、委員より自主財源である市税の半分を返済しているが、半分の率は村上市としては他の自治体と比較して楽な償還かとの質疑に、村上市の規模からして際立って多くはない、楽かといえば楽ではないとの答弁。

第13款 諸支出金、第14款 予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書については質疑なかった。

次に2日目、9月12日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員、副市長及び教育長のほか理事者説明員出席のもと分科会を開会した。

はじめに、歳入について、第12款 分担金及び負担金は質疑なく、第13款 使用料及び手数料について、委員より、山北教員住宅に現在何人いるのかとの質疑に、大川谷の教員住宅に3人、1戸建て2戸ある住宅については先生1戸、ALTが1戸に入っている。ALTについては1か月の家賃は15,000円である。また、ALTの住宅に冷蔵庫、テレビはついているのかとの質疑に、ついているとの答弁。

第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第16款 財産収入、第17款 寄附金については質疑なかった。

第20款 諸収入について、委員より、奨学金貸付の滞納繰越残高はどの質疑に、29年度は545万3,400円だが、その前の年度が631万5,400円だったので、年々努力して減らしていくとの答弁。

歳出について、第10款 教育費について、委員より、奨学金貸付金を滞納するとどうなるかとの質疑に、貸付期限のきているものは、滞納すると2か月おきに通知、長くなると連帯保証人に通知、分割納付の返済を求める。また、保証人に連絡がとれない場合、裁判事例はあるかとの質疑に、市では事例はない、ほぼ連絡は取れているとの答弁。また、委員より、小・中学校のスクールバスは何業者かとの質疑に、市の所有しているバスで、運転だけが2社、貸切り運航しているのが市内3業者であるとの答弁。また、委員より、スクールガードリーダーはどういう設定の仕方をしているかとの質疑に、現在3名いる。地域をわって登下校のパトロールをしてもらい、警察OBや地域事情を知っている方を選任しているとの答弁。また、委員より、学校給食施設経費の測量設計委託料と工事請負費の内容はどの質疑に、測量設計は東中学校給食調理場改修、岩船学校共同調理場食器洗浄機改修、金屋小学校給食エレベータ改修、村上第一中学校給食エレベータ改修、村上東中学校給食エレベータ

改修、工事は岩船学校共同調理場食器洗浄機改修にかかるものであるとの答弁。
その他、さしたる質疑なく以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、
発言なく起立による賛否態度のとりまとめを行った結果、議第 112 号のうち総務文
教分科会所管については、起立全員で原案のとおり、認定すべきものと態度を決定
した。
以上で、総務文教分科会の審査の概要と経過についての報告を終わる。

総務文教分科会

(質 疑)

なし

市民厚生分科会

(報 告)

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第 112 号について、9月13、14日両日先ほど
報告した議第 105 に引き続き審査を行った。その審査の概要と経過についてご報告
いたす。議第 112 号 平成 29 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、
市民厚生分科会所管分を議題とし、担当課長から歳入についての説明を受けた後、
質疑に入った。

第 1 款 市税について、委員より、市税で前年度より不能欠損額が 1,621 万 7 千円、
55%増加している一方、収入未済額が減少しているとのことだがその詳細はどの質
疑に、不能欠損については、滞納処分の執行停止と関係しており、滞納処分の執行
停止 3 年間継続により不能欠損になるが、年度内の 3 月 31 日付けで不能欠損とする
ため、例年 3 月 30 日付けで滞納処分の執行停止としているが、25 年度分を滞納処
分の執行停止としたのが 26 年 3 月 31 日付けとしたため、25 年度分が不能欠損とな
ったのが 29 年 4 月 1 日付けとなり、28 年度分の不能欠損に計上されなかったため、
29 年度分の不能欠損が増額となった。収入未済額が減少していることについては、
年々徴収率が上がってきており、毎年収入未済額が減ってきていることによるとの
答弁。

第 12 款 分担金及び負担金について、委員より、ごみ処理場運営費負担金で、前年
度と比較してごみ処理場運営費が 1,000 万円くらい減額となっているのに、運営費
負担金が増額となっている理由はどの質疑に、負担金の算出については、平均割と
人口割の内訳があり、平均割については、村上市、関川村、粟島浦村との協定の中
で、激変緩和ということで、28 年度は 4%、29 年度は 5%、30 年度は 6%とする
ことになっていることから、29 年度は 28 年度より多くなり、仮に歳出が同じとな
ると金額が大きくなるとの答弁。

第 14 款 国庫支出金について、委員より、中長期在留者住居地届出等事務委託費で、
中長期在留者の定義はどの質疑に、例えば、在留資格が日本人の配偶者等となっ
ている方、企業等に勤めている方、技能実習生や留学生の方などであり、観光目的の
短期の滞在者は除くとなっているとの答弁。委員より、この委託金 19 万 7 千円は何
人分かとの質疑に、処理件数で交付されるもので、昨年度は 86 件であったとの答弁。
次に、歳出全款について担当課長より説明を受けたのちに質疑に入った。

第 2 款総務費について、委員より、防犯対策経費で、市の補助金により商店街が設
置した装飾街路灯について、これまで商店街がその電気料を負担してきたが、街路
灯が防犯灯の役割を果たしている面もあり、商店街が減少する中、商店をやめてか
ら電気料を払っている方も多く、大きな負担となっていると聞く。電気料を市で
負担できるよう制度の見直しは考えられないかとの質疑に、委員の指摘により商店
街の街路灯の持つ防犯の効果について認識を新たにした。防犯灯か否かの定義など
も含めて検討したいとの答弁。

委員より、空き家実態調査業務委託料で、昨年の空き家実態調査により空き家と認
識された件数はどの質疑に、970 件であるとの答弁。委員より、以前に、区長さん
などをお願いして行った目視による調査では約 1,500 件の空き家があるとの報告で

あったが、その多くが空き家ではなかったということかとの質疑に、その後取り壊されたり、建替えられたりした箇所も多く確認されていることからもあり、以前の調査から減少してきているものと思われるとの答弁。

第3款 民生費で、委員より、老人福祉費一般経費で、村上岩船福祉会の特別養護老人ホーム負担金について、現在どのくらい償還されているのかとの質疑に、30年度にいわくすの里とゆり花園増築分の償還があり、いわくすの里については30年度で終了し、31年度にゆり花園の増築分の償還があり、それですべての施設の償還が終了するとの答弁。

委員より、老人福祉センターあかまつ荘経費で、あかまつ荘のトイレの洋式化の改修の状況はとの質疑に、男性用・女性用とも洋式に改修されたとの答弁。

委員より、福祉課長が説明した上海府子育て支援センターの経費の金額が、決算附属報告書に記載されている金額と約300万円の差があるがとの質疑に、上海府子育て支援センターには正職員が交代で応援に行っており、給料は出ていないがその分の人件費を按分で加えた金額を先ほど述べたとの答弁。委員より、今後は誰でも見やすい資料を作るよう注意してもらいたいとの質疑に、決算の内容に合わせて整理して報告できるよう努めていくとの答弁。

第4款 衛生費について、委員より、歯科保健事業経費で、無料で受けられる成人歯科検診の受診率が12.32%とのことであるが、世代別の受診率のデータを取るなどにより、今後歯科検診の受診率を向上させる対策を考えているかとの質疑に、年代による受診率に大きな差異は見られない。今、次年度に向けて歯科保健計画を策定中であり、その中で予算の面や対象者などの分析や評価を加えながら対策なども含まれていくものと思うとの答弁。

委員より、岩船沖洋上風力発電推進事業経費で、以前に、洋上風力発電について胎内市との情報共有について提案したことがあるがその後の状況はとの質疑に、今年に入り2回ほど打合せをしている。本市には事業化に向けての経験があることから、胎内市側から今後の事業の進め方などについて尋ねられることも多く、打ち合わせの際には県の方にも加わってもらっているとの答弁。

委員より、公害対策一般経費で、昨年から岩船地区で豚舎の臭気が夕方からひどく、今年の夏場も強い臭気であった。去年から今年にかけての新たな臭気対策などやこれまでの経緯はとの質疑に、今年7月に神林小口川の3業者、市、県と会議を行い、29年度の取り組みなどについて話があった。水の噴霧装置の運用については、県が実施している噴霧の効果的な仕方の実証研究の結果が報告された。現状では業者によって噴霧時間のサイクルなど運用状況に違いがあるため、噴霧のサイクル時間や夜間の停止時間の延長など、県の方で検証された効果的な噴霧のやり方の実施ができないか業者側をお願いした。臭気の濃度については、その年の天候などにより一概に比べられないが、岩船連絡所と神林支所の職員等をお願いして1日に3回くらい人の感覚による調査を実施しており、28年、29年、今年前半7月までを比較したところ、強い臭気の回数は減っている状況がみられる。暑い日が続いた今年8月以降の分についてはまだ集計されていないとの答弁だった。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第112号のうち市民厚生分科会所管分について、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

市民厚生分科会

(質疑)

なし

経済建設分科会

(報告)

川村経済建設分科会長 ただ今上程されている議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳

出決算認定の当委員会所管分について、先ほど報告した議第 105 号の審査に引き続き担当課長に説明を求めたのち、質疑に入った。その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げる。

まず歳入について、第 12 款 分担金及び負担金については質疑なく、第 13 款 使用料及び手数料について、委員から、水産業使用料の漁港施設占用料等とは、どの様なものかとの質疑に、新潟漁港、山北支所、笹川流れ汽船、潮鳴亭、NTT、東北電力の電柱使用料であるとの答弁。

第 14 款 国庫支出金については質疑なく、第 15 款 県支出金について、委員から、農林水産業県補助金の多目的機能支払交付金だが、現在 139 ある組織の見通しについて、契約年数と年度、また、新たな申請について詳しく聞かせてほしいとの質疑に、契約は 5 年区切りで、今年が 5 年目の最終年度に当たり、139 団体が一斉に 5 年度目を迎えており、現在新年度の要望をお聞きしている段階だが、申請については、新年度間際になる予定であるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、第 11 款 諸収入については質疑なく、次に歳出について、担当課長から説明を受けたのち、質疑に入った。

第 4 款 衛生費、第 5 款 労働費については質疑なく、第 6 款 農林水産業費について、委員から、経営体育成支援事業補助金についてだが、経営に困っている個人経営者がいるので、この事業の内容を詳しく聞きたいとの質疑に、この事業は 2 事業者分で、ネギとコンバインの補助金であり、法人に対する支援事業なので、個人事業者に対する仕組みは村上市にはないが、法人化に対する相談窓口は農林水産課にあるので、ぜひ活用してもらいたいとの答弁。

委員から、まほろば農園、いわゆるクラインガルテンは、現在の利用状況を聞かせて下さいとの質疑に、合計 18 区画あり、16 区画が一般の方で、原則市外の方であるが、昨年は、全部埋まらず一部市内の方が利用しており、残る 2 区画は学校で利用しているとの答弁。

次に第 7 款 商工費について、委員から、市長がトップセールスとして頑張っている企業誘致については、どのような成果が出ているか、また、市内にはどの程度の団地が残っているのかとの質疑に、市長及び担当課職員が、東京方面等へ企業訪問を行うなどしておるし、新しい企業が入ってきたいとの話も出てきており、成果は出つつあると考えている。また、今残っている工業団地としては、村上地区の坪根は残りはないが、山北地区府屋は 2 千㎡、神林工業団地には市の所有地が 4 千㎡と民間所有が 5 区画ほど残っており、紹介をしているし、これらを市のホームページで空き地、空き工場団地バンクというページを作成し閲覧できるようにしているとの答弁。委員から、市民からの指摘があったので確認するが、観光客から、観光案内所が土日に閉まっていると指摘されたというが、土日は閉館しているか、との質疑に年末年始を除き、土日も開館しているので、土日休んでいる観光案内所はない。また、今年は年末年始についても開館していただいていたとの答弁。また委員から、観光列車の四季島を、村上市の観光の発展の為に、村上駅に停車してもらおう事は出来ないものかとの質疑に、JR の新潟支社でも掛け合っているが、停車には、食事の提供などの条件をクリアする必要もあるが、他の観光列車のカシオペアなどには停車していただいているし、今後も四季島を含めて多くの観光列車に停車していただくようお願いして行くつもりであるとの答弁。

最後に第 8 款 土木費について、委員から、道路維持費について、各地区から補修・改修の要望が多くあるが対応はとの質疑に、道路に限らずすぐにやらないといけないところ、様子を見るところがある。危険箇所を優先に予算の範囲で対応しているとの答弁。委員から、建造物外観修景事業補助金 594 万 8,000 円は何件分かとの質疑に、小町郵便局 1 件のみであるとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、ここで、賛否態度の発言を求めたところ、委員から、山北道の駅の問題について反対する、との発言があった。

以上で、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 112 号のうち経済建設分科会所管分については、起立多数にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決

定した。

ここで、委員から、少数意見の留保を求められ、出席委員1名以上の賛成があったので、これを少数意見として留保する。

以上で報告を終わる。

経済建設分科会

(質 疑)

大滝 久志 今の委員長報告によると、道の駅で反対があつてということで少数意見の留保という報告があつたが、少数意見の留保をお願いしたのはその件ではないはずだ。しっかりとテープを聞いて起こしてくれ。

川村経済建設分科会長 賛否態度の発言を求めた折に、道の駅の問題について反対するとの発言があつたことを報告して、その後当委員会の賛否態度の態度については起立についてお諮りして起立多数ということで決定した。その後複数の委員の方から少数意見の留保を求められたが、反対という意見のみだったのでそのように申し上げた。

大滝 久志 いいとか悪いとかの問題は別としても私がこの案件を決算認定について反対ということで少数意見の留保を求めたのは夕日会館の問題で反対したのではない。

川村経済建設分科会長 今申し上げたように賛否態度の意見のところで、大滝委員以外の委員の方から夕日会館について反対するという意見が出たことを申し上げ、少数意見の留保については大滝委員もそうだが、この議案について反対するという意見のみだったので留保を求められ、それについて少数意見として2名いらっしゃったので留保することを今申し上げているわけである。よろしいか。

大滝 久志 委員長としてはそういう考え方ははしれないが、この補助金はどの交付団体に、5つあるというけどもという質問の中から出てきている。

川村経済建設分科会長 通常少数意見の留保を求められるときに、その趣旨を述べられればそのように報告申し上げたが、今回の場合、全体の案件について反対であるというふうな趣旨ということで委員が質疑をされていたことについては、承知しているがそれに関して反対する趣旨の意見は今回の分科会ではなかったようにとらえているので、委員会最後に少数意見の留保、反対を求められたことについてただ今報告を申し上げた。

大滝 久志 私はこの採決をとる前にいろいろと夕日会館のことを取り上げて、あなたがそういうふうに想像したものを入れたんじゃないか。夕日会館のことについては、ひとつも触れている人がいなかったと。それをなんでここに夕日会館が出てくるのか。私は委員会に出席していた。私は知らなかった、そのことを。聞いてなかったものだからその中で、賛否態度のことをそういうふうに理解をしてしたのかな、あるいはまた誰かの発言があつてそうなったのかなと。私は委員長でなかったもので、そこまでの記憶はないが、それで委員会の席上でも混乱をきたして、なぜ少数意見の留保だという意見の方も発言ではなくて、こちょこちょ片隅のほうで言っている方もおられる。あえて私はそのときに言わなかった。そして議会事務局長より、少数意見の留保する、反対することに自分の意見を付さなくてもよいという発言があつて意見を申し上げていないことであり、ここで発言しろということなのか、それとも。あなたちょっと間違っていると思う。

大滝委員長 休憩を宣する。

(午前10時56分)

大滝委員長 再開を宣する。

(午前11時36分)

大滝委員長 経済建設分科会長の報告について大滝委員から質疑があり、議事録をとってくれということであつたので皆さんのところに議事録を配布している。この件について分科会長から報告をお願いします。

川村経済建設分科会長 ただ今ご指摘のあった点であるが、皆さんのお手元に配布されているように賛否態度の発言以降の議事録をご覧になっていただいたとおりだが、私のほうが竹内喜代嗣さんと大滝久志さんの反対意見を同一であるというふうな認識のうえ少数意見として取り扱ってしまったということになる。大滝委員の指摘によると、道の駅の反対ではないんだというふうなご指摘であってそれについての確認を怠り、同一の反対ということで少数意見の留保としてしまったことについて誤りであったと確認できたので、この場でお詫びを申し上げたいと思う。大変申し訳ありませんでした。

大滝委員長 これについて皆さんからなにかあるか。
長谷川 孝 この前段で例えば大滝久志さんが質疑したことがあるのではないかと。留保するような内容について、その辺の報告は委員長からあったか。ちょっと教えてくれ。

川村委員長 今回の報告ではいたしてなかった。
長谷川 孝 だからその辺を含めてちょっとその委員長報告をもう少し丁寧にしていただければよかったような気がするのをお願いいたします。

川村経済建設分科会長 反省している。

大滝 久志 このことについて今発言が長谷川委員からあったわけだが、この問題については私の発言が隠されている、あるいはまた委員長報告として表れていないということだし、この委員会の流れとして、このものが明らかに夕日会館に対する反対でないということは、委員会に所属している委員の方々あるいはまた、そこに出席されていた分科会長、委員長副委員長か、この方々あるいは事務局の方々、この方々がおいでになっているが、明かに私が反対と言ったものは削除されて提出されている。この委員長報告もいかなものかと私は思う。こんないい加減なと言えば失礼だが、報告で納得いかない。

大滝委員長 もし今分科会長の報告に欠けていた点があったということなので、その辺は委員会の方々はわかっているかもしれないが、全体会ではわからないので、どの辺が自分は反対したがそれが報告に載っていないんだというところを少し教えていただければこの全体会の委員の方々が納得するのではないかとと思うので、その辺もしわかっていたら。

大滝 久志 その発言の前に私が言っていることがなぜ実現できないのか。

大滝委員長 もう少し詳しく。

大滝 久志 わからないか。委員長報告の中に確かに長谷川委員が言うように反対しなければならぬものが報告されていないということを委員長も認めているのだから、そのことを私にこの場で発言する以前にそれを拾い出して、この場で委員長報告としてやるのが当然じゃないのか。そういうことである。

尾形 修平 これ議会運営の話になるが、委員会で最後に委員長報告については委員長に取りまとめを一任するというので委員会で承認しているのだから全体会の時点で今の委員長報告に対して、委員から発言が出るのは私は逆に委員会の運営に関していかなものかというふうに思う。

大滝委員長 分科会長、委員長一任はとっているよね。

川村経済建設分科会長 いただいている。

大滝委員長 大滝委員、ご理解いただけないか。

佐藤 重陽 私は皆さんの意見でこれはどうにでもなるのかと思っているが、ただ委員長報告について取りまとめは委員会で必ずする。取りまとめをすることを委員長に一任したその報告が先ほど委員長自ら間違っていたということがあるわけだから、そういうことになると大滝委員の求めに応じないわけにもいかないのかなと。その辺は委員会の中の加減だがどうなんでしょうね。決して間違っているわけでもないのかなと思う。

尾形 修平 今の佐藤委員おっしゃるのも十分わかる。わかって、委員長が大滝委員から少数意見留保してくれと言われたときに中身を確認する必要があったと思う。それをしないうまに承知しましたということになっているので、委員長の瑕疵も確かにあると思う。大滝委員がこの場で、全体会で自分の意見が載っていないと言うのであれば、

私は今日ここでしないで、最終日の本会議のときに反対討論をしていただいで、そこで自分の意見を表明していただくのがいいのかなと、この場でいくら時間を使ってやっても先に進まないと思うので、その辺で調整していただけないか。

本間 清人 局長にも一度確認するが、少数意見の留保を行うのはこの委員会だけでなく、我々総務文教常任委員会でも少数意見の留保をした。その時に言われたのは、起立賛成多数で可決はしたが、その時に少数意見の留保したら局長は賛同者いるかと確認してくれと言ったよね。その賛同者に私になった。そういうことで少数意見の留保を認めますとなっているのに、この報告は逆に総務文教常任委員会でやったのと違うじゃないか、局長。勝手にこれ委員長が、ご覧のとおり少数意見の留保をしておいてください、と委員が言ったので承知しました。以上で当分科会に付託された議案の審査等についてはすべて。おかしいじゃないか。そこでなんで一言俺ら総務文教常任委員会と同じ審査をしないの。

事務 局長 今本間委員からご指摘あったとおりである。この時に委員長に理由のことを言ったが、いろいろ言ってもらってそれから賛成者は当然やるべきだったが、ここにあるとおり、委員長が2回、かっこ書きのこともあるが、文面上は2回理由をお願いしている、そのことがなかったということもあるし、私のほうでそれを促さなかった部分、賛成者をその後確認しなかった部分、今ご指摘のとおり私のほうで委員長に確認について申し上げたということはない。

本間 清人 地方自治法上でさっき俺らも調べてみた。委員会の時に内部留保の意見が2人あって、1人が賛同者だった場合にその内容については、その委員会で述べる必要はない。委員長報告が本会議でされる前に議長をとおして委員長に対し、その少数意見の意見書を提出するというようになってから、委員会上でこういうことで私は反対するなんては言わなくていい。例えば13番委員も反対している、大滝久志さんも反対している、2人いるから少数意見の留保ではないわけだ。お互いの反対している意見が違うわけだから。それを本会議の最終日までその2人の意見を私はこういうことでのという意見をとやった場合に、じゃあお前と俺意見違うから反対討論でいくしかないとなる可能性だってある。その判断ミスをしたのが、委員長と局長のミスである。その3日前か、そのくらいに俺らにそういうことさせているのに総務文教常任委員会だ。

(何事か呼ぶ者あり)

事務 局長 村上市議会会議規則の108条、少数意見の留保では、委員は委員会において少数で廃棄された意見でほかに出席委員1人以上の賛成があるものはこれを少数意見として留保することができる。第2項、前項の規定により少数意見を留保した者が、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書を提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。とある。また、前の例としては平成26年の9月、議第122号の公の施設こちらあらかわ保育園、この指定管理において同様に少数意見の留保があった。このときの理由が明確に述べられていて、それについては賛成者についてもここで議事の進め方だが、ほかに同じ意見の方がいたので留保したということであった。その時と同じような進め方にはなっているが、なお、そのところをはっきりさせるべく、総務文教常任委員会の審査においてははっきり賛成者はいるかということを行ったものである。それより前段で行ったこの経済建設の委員会において、このことを怠ったというのはご指摘のとおりである。どうもすみません。

長谷川 孝 申し訳ないんだけど、最終日に委員長から報告があって、例えば抜けているという部分、留保の部分がなんでなのかわからないと質疑等が出た場合に、その部分を話してくれと言った場合に話さなきゃだめなわけでしょ。そんならその前に今でもその部分がどういう中身だったかということ委員長のほうから話してもらったほうがいいんでないの。本会議でごたごたあれするよりも。どうなのか。

尾形 修平 私が発言する立場がどうかは別として、委員会自体で少数意見の留保が成立していない。賛同者を求めなかったのだから。いなかったわけだ。意見が違うでしょ。大滝久志さんは道の駅に対して反対したのではなくて、この事件で賛成者がいれば少

数意見の留保は成立するけれども、してないわけだ、この時点で。賛成者をとらなかつたわけだ。手続きが間違っていた、この時点で。

大滝 久志 私の記憶によれば、13 番委員は確かに今言われるとおり、夕日会館のことを言っていたような気がする。しかし、それだけであれば私は反対する理由も何もない。ただ反対ということで留保するというだけでものごとをみんな一緒にしているところに委員長の責任もある。はっきり言って。その時には 13 番委員と 21 番委員と 22 番委員は反対している。

佐藤 重陽 議会運営委員長のということもわかる。ただ、議事録の拾ったところを見ただけだが、問題は委員長の裁量として措置いたしました。委員長の発言の中で、ご覧のとおり少数意見の留保をしていてください。分科会長、措置しました。以上で本分科会に付託された議案の審査等についてはすべて・・・となっているが、措置いたしましたというのは少数意見の留保の問題だと思うが、確認だがこのものが誤っているのであれば委員会の委員として発言するべきだろうし、ただこのしめくりは措置しましたという委員長のしめくりで終わっているの、ということは成立しているということになるので、問題ないのかな。少数意見が留保されていることが成立するのか、しないのかということになると成立はしているんだろうと。

事務 局長 今佐藤委員からお話があった件だが、この時の審議はここにある部分読んでいただいているとおりが、最初、竹内委員から山北道の駅で討論の場ではないという意見があるが私は反対である。の後、大滝委員が反対だということで言っていたと。委員長とすればその理由を申し述べていただかなければならない、その 2 段下の委員長、川村分科会長、この賛否についての発言については自分の発言の趣旨、理由を述べられて結構である。こちらは逆に述べてくださいということで、ちゃんと申し上げなければならなかつたかもしれないが、6 番委員いかがということだったが、この後、大滝委員からはその理由については述べていただけなかつた。その後、だからどうかともう一度理由を促しているわけだが、これについては最後まで理由についてはなかつた。もう一度だが、今日私どもの理解としては竹内委員の反対の意見をもって、その後すぐであったので同じ意見ということでとってしまったということは先ほど委員長が申し訳なかつたと言うことで謝りを申し上げたところである。本日委員長報告に対して、この道の駅のことで私は反対したのではないと大滝委員からあったので、であれば議会の会議規則上、1 人以上の賛成者がないので少数意見の留保に該当しないということで先ほど尾形委員から話があったと理解している。

佐藤 重陽 会議録を見ていると部分的なものだから何とも言えないが、竹内委員の発言から始まっているが、この一連のを略すると竹内委員反対、大滝委員反対、委員長はこの賛否についての発言については自分の発言の趣旨理由を述べられて結構ですと言っているが、この時すでに少数意見の留保が求められていたということか。これを見るとこの辺の一連の流れが終わってから少数意見の留保を求めているというふうには、私には見えないが。話を聞けば、これ以前に留保を求めたということになるのかな。

事務 局長 私の説明が悪かつたのかもしれないが、そこで留保を求めたではなくて、この時点で理由を聞いている。その態度の表明なので、態度の理由を述べてくださいということでお願いしているが、理由についてはおっしゃられなかつたということである。それで最後の最後、先ほどからずっとご指摘いただいているとおり、審査・進行の誤りということで理由を明確にしなかつた。賛成者がほかに何名いるのかを明確にしなかつたというのが 1 点、運営上、問題があったとご指摘のとおりだが、今ほど申し上げたとおり、その発言についてはなかつた。この時点で、おっしゃるとおり留保ということを求められているのではないということ。ここは賛否態度の発言である。

本間 清人 竹内さんと大滝久志さんだけが反対でなくて、山田さんも反対だったわけだから、竹内さんとの意見が合わなくても大滝久志さんと山田勉さんの意見が合っていればそれでいいわけだから。何よりも委員長が大滝久志さんが言った後にそれを措置い

たしましたと認めたのだから、それが今局長が言うように少数意見の留保はこれは手続き上、成立しませんなんてそれはおかしい。委員長認めちゃっているもん。その確認しない委員長がいた。委員長が認めている。

事務 局長 今ご指摘の件であるが、山田委員は賛成である。もう一点、委員長報告に森林振興一般経費のビレッジプラザ木材調達委託料のことについて、報告がなかったということだが、委員長報告の中にはこのことについての報告があった。

大滝委員長 だいぶ質疑あったが、この辺でどうか。

長谷川 孝 今山田さんは賛成したと言ったが、本人は反対したと言っている。確認してくださいよ。それと竹内さんは少数意見の留保をしているわけではないんだね。ただ反対だと言っているだけ。そのあと大滝久志さんが少数意見の留保をしておいてくださいと言ったら措置したと言った。ここにはやっぱり誰かが賛同しなければならない。それをちょっと確認してよ。

木村 貞雄 普通であれば委員長報告は何か問題があって反対したり、質疑したりすることをふつうは報告するわけでしょ。これ何もなく、本間清人委員言うように総務文教常任委員会ではひとつの区切りをつけた。今回同じ委員会で経済建設常任委員会のやり方が別だということで、やっぱり同じ方向でやって最終日にしたほうがいいのではないかと思うが。

大滝委員長 休憩を宣する。
(午後0時01分)

大滝委員長 再開を宣する。
(午後0時59分)

大滝委員長 休憩前に長谷川委員から賛否の件についてと、委員長報告の抜けていた分についてきちんと調べてということだったので、賛否の件について局長から説明させる。

事務 局長 先ほど長谷川委員から山田委員の賛否について本人は反対だと言っているので、確認するよということであった。これについては大変申し訳なかったが、私と係長の2人の確認では反対と記憶していたが、山田委員の両隣におられた委員が反対ということで確認がとれたので、これについては私の言葉が間違っていた。大変申し訳なかった。

長谷川 孝 少数意見の留保は成立していることでいいのか。

事務 局長 これについては冒頭から皆さんで意見をいただいているとおりで、少数意見なので意見を述べてもらう、つまり理由を述べてもらうということなので、その時点では山田委員から理由発言はない。ただおっしゃっていただいているとおりで、それをちゃんと促して、それをもらわなかったこちらのほうの運営の仕方に問題があったということなので、委員長報告のとおりと私についてもそれをちゃんと取らなかったことについては大変申し訳なかったと思っている。

長谷川 孝 少数意見の留保になるかならないかというのは非常に大きい問題である。最終日に委員長報告の後、少数意見として報告できる権利があるかないかである。つまり、賛成討論反対討論よりも以前の問題。その前に委員長報告をやった後、少数意見の報告ができるんだ。その権利を得たのか得ないのかの話をしているわけ。これは、村上市議会の会議規則にも載っているでしょ。少数意見の留保が成立していればそういうふうにはできるんだと。だからそれができるのかできないのかの話を今聞いているわけ。

事務 局長 これについては先ほどの委員長からもお話あったとおりで、前提となるほかに賛成者が1人ということが確認が前提が崩れているので、これについては少数意見の留保ができていないと事務局は思っている。

長谷川 孝 さっきから言っているが、竹内さんの意見は反対だということで、少数意見の留保はとっていないわけでしょ。だけど久志さんのほうは、ずっと最後に来てご覧のとおり、少数意見の留保はしておいてくださいと言っているわけ。それに対して、分

事務 局長 科会長は措置いたしましたと言っている。ということは成立しているのではないの。先ほど申し上げたとおり、少数意見の成立については他に1人以上の賛成である。また意見をつけるということであるので、その意見の確認も必要だったということであるが、今ほど申し上げたとおり意見の確認はしていない。正確には賛成者をもう1人ということの確認もしていないということである。ただその前提となる同じ意見ではなくて私はその部分のことを言っているのではないということであれば、ここでの意見、ほかに賛成者があるということの前提が崩れるんだろうということであるので、そうであればこの時点で先ほどから申し上げているとおり、委員長が進め方に誤りがあったということで申し上げているとおりであるので、そうであればこれについては少数意見の留保ができないということで、こちらの考えはある。

(「宣言しているのは委員長」と呼ぶ者あり)

大滝 久志 これを見ると私はこの次に沈黙もあったが、その後に反対に際してここに自分の意見を付さなくてもいいという発言を局長がしているということを経験しているよね。これは確認できたか。

事務 局長 この記録にあるとおりなので、私の記憶の中でもそういうことを申し上げた記憶はない。

大滝 久志 これは私の記憶違いと言えればそれまで。言わなかったと言えればそれまで。残っていません、これまでと言われればそれまで。しかし私はそう聞いている。だからこれについては、今の委員会については納得はいかない。

大滝委員長 どういう形にすればいいか。

大滝 久志 どういう形ってどういうことを言っているのか。

大滝委員長 あなたとしては、今の委員長報告には納得はいかないということであるので、どのような形でこれをまとめたらいいか。

大滝 久志 私は水掛け論をここで国会でやっているようなやり取りをしても仕方がない。事務局長が言っていない。私はそう聞いていると言っているのだから。これが私が議場の、例えば委員会室の外とか、別のところで言っているのなら話は別である。しかし、ここでしっかりした議論をしていて、私が明らかに間違いであるということになってくれば、私は責任をとらないといけないことが起きてくる。それで、そっちがそう言っているということになれば、その責任もあるわけだ。両者に。それをどうするかというのはいかなものか。

大滝委員長 議事録を皆さんに配付した。その中においては、そういう言葉も入っていないし、大滝委員がしなくていいんだというふうな、議事録にも含まれていないので、上下を中に入れてもそういう発言はなかった。これは本当に明らかなもので、これを偽造するというような何でもないもので、その辺のところは理解をしてお話をしていただけだと思うが。

長谷川 孝 言っていることはいろいろあるから別なんだけど、整理すると果たしてこの問題が少数意見の留保に当たるか当たらないかの問題である。そうすると、例えば議会だよりとかにも、賛成討論反対討論の前に出るわけだ。だから大きい意味があるわけだ。賛成したけど、反対の意見としてこういう意見があると報告書が載るわけだから。それを久志さんが事務局長言うように、少数意見の留保の内容について話してくださいと言ったが、話さなかったからその少数意見の留保にならないという解釈でいいのかどうかというのがあるわけ。そこ問題。だから事務局長は総務文教常任委員会ではそういう言い方、どうしても意見を言ってくれと言ったが、ここでは言わなくてもいいと言ったという話も聞こえてくるから。だからその問題を本当に少数意見の留保になっているのか、なっていないのかというのが一番大事である。そこである、出発点は。

尾形 修平 この議論をしても全然建設的な話になっていないと思うので、今ここまできた中で、最終日になれば委員長報告という格好で出るわけだから、ここに経済建設の委員に皆さんおられるので、賛否態度は明らかに賛成多数で通ったわけだから、それに対して反対の少数意見の留保を大滝委員は求めたわけだから、それが成立する

- かしないかは、今長谷川さんが言ったとおりに大事な話なので、ここに委員会の皆さんおられるので、それを成立させるか、させないか決めてくれ。
- 長谷川 孝 だからそれ決める、だけど事務局長言うように成立していませんと言う自体が疑義がある。
- 尾形 修平 その話をすると、議事録を最初から最後まで全部読まないとならない話になってくるし、成立させるためには、発議者のほかに賛成1人がいなきゃならないわけだから、その賛成1人が得られるかどうかを決めてくれ。そうすれば話は進む。委員長どうか。
- 大滝委員長 尾形委員から発言があったが、委員長報告の前に少数意見の留保が成立するか、しないかということになっているので、その辺のところを各分科会の委員の中で検討してそれを再確認して報告するという形でいいか。
- (「いい」と呼ぶ者あり)
- 大滝委員長 暫時休憩して、経済建設の分科会を開くので、分科会長よろしく願います。

大滝委員長 休憩を宣する。
(午後1時11分)

経済建設分科会

経済建設分科会長(川村敏晴君) 経済建設分科会の開会を宣する。

川村分科会長 19日に開催した当分科会の審議の中で、採決の後、少数意見の留保を求められたが、その意見を求められたところで、留保に対する賛成意見に対して2名の意見の確認を採り損じていたということがあって、改めてここで少数意見についての賛成なざる方の起立を求める。今回賛成意見が成立した人数であることで、少数意見の留保をご了解いただくことに委員会の皆さんの承諾はいただけるか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

川村経済建設分科会長(川村敏晴君) 暫時休憩を宣する。
(午後1時18分)

川村分科会長 少数意見の留保に対して、2名の賛成者の確認をとり損じていたことに対して今回この場で改めて確認をとることによって少数意見の留保についての決定をすることにご了解いただく方の起立をお願い申し上げます。

(起立全員)

川村分科会長 それについては起立全員ということで改めて少数意見の確認を求める段で、少数意見の内容についての確認についても取り損じていたのでこの場で、少数意見を留保する意見について申し述べていただきそれを留保することで、皆さんの了解をいただくことはできるか。了解いただける方はご起立お願いいたします。

(起立全員)

川村分科会長 改めてこの度少数意見の留保を求められた大滝久志さんに少数意見の留保の趣旨をご説明願いたいと思う。

大滝 久志 委員会なので、やはり正式に私の名前はそうだ、今日は改めて開いた委員会なのでちゃんと7番でいいのか、そこまで言っている。いいのか17番で。番号札は関係なく。正式な委員会であるならば皆さんにそれなりのあれをもってやらなきゃいけないでしょ、それ以前に。それで名前と呼ばれたからって17番に座っている私が発言しても何の意味もなさないでしょ。委員会でしょ、私は17番じゃない。委員長気をつけて。私は6番で今指名されたから名前は知っているのは大変ありがたい。

経済建設分科会長(川村敏晴君) 再開を宣する。

(午後1時23分)

川村分科会長 それでは少数意見の留保を求められている大滝委員ご意見をお願いいたす。
大滝 久志 私が決算認定で反対した理由は、先ほど委員長報告に誤りがあったということでこの委員会なので、それでは改めて申し上げる。この決算委員会の中で私の質疑の中で地方自治法に触れる案件が含まれているのではないかと思われることから反対を申し上げた。この問題について個々に申し上げるのはいささか難があるのかなと思うし、その面についても私は言いたくはないのでこの場では控えさせてもらいたいと思うが、これだけの理由では不十分か。

経済建設分科会長 (川村敏晴君) 暫時休憩を宣する。
(午後1時26分)

経済建設分科会長 (川村敏晴君) 再開を宣する。
(午後1時28分)

川村分科会長 大滝委員に確認するが、農林水産業費の森林再生基盤作り事業補助金、これに対する内容に対して反対ということではよろしいか。

大滝 久志 その質疑の中にひとつだけは出てきた。どこが出てきたのかを今確認はした。その中に村上市森林組合ハーベスタと出てきた。その後その4つが出てきたでしょ。どういふあれがあったのかもちゃんと起こしてくれ。そして確認をしないうちにここで賛成も留保もないでしょ。わからないじゃないか、私の言ってること。

川村分科会長 再度伺うが、反対の理由として今申し上げた森林林業再生基盤作り事業補助金の中の執行の中で一部地方自治法に触れる問題があるのではないかということでは反対。ただ、それについて今ここではっきり議事録が示されていないが、示さない中での反対として扱ってよろしいか。

大滝 久志 それ一つで反対しているわけでない。全部を言わないでどういうことか、委員長。

川村分科会長 この部分についての質疑のやり取りを私の記録の中で申し上げたいと思うがよろしいか。

三田 議長 全部の事業、出ていただろう。それで確認取ればよい。

事務 局長 それであれば、会議録を起こす。

大滝 久志 議長の言うとおりに。

三田 議長 それで確認をとって、賛成者がそれに対して反対と賛成者がいるかどうかを確認とれば明白だ。

川村分科会長 それでは事務局に申し上げたこの部分についての質疑のやり取りを議事録を記録をとらせていただく。

経済建設分科会長 (川村敏晴君) 暫時休憩を宣する。
(午後1時32分)

経済建設分科会長 (川村敏晴君) 再開を宣する。
(午後1時48分)

川村分科会長 今皆さんのお手元にP138 森林林業再生基盤作り事業補助金のところでの質疑の議事録を配布させていただいた。大滝委員、この資料でよろしいか。皆さんよろしいか。それではこの資料をもとに改めて大滝委員に確認させていただくが、反対とする意見、先ほどお聞きしたところ、この質疑の項目の中で地方自治法に触れると思われるところがあるので、反対をするが具体的な呼名については申し上げることを控えるというふうなことであったが、それでよろしいか。それでは事務局長、この議事録の朗読をお願いする。

事務 局長 それでは先ほど委員長がおっしゃったことについてである。これについては、大滝久志委員のところから、P138 ということで森林林業再生基盤作り事業補助金のことについての質疑で5件についてお願いするというので、農林水産課長はその下、5事業体ということで中身を申し上げる。対象事業体も申し上げる。村上市森林組合ハーベスタ1台、同じく村上市森林組合フォワーダーが1台、寒川運送24トントラック1台、いわふね森林組合グラップルつきバックホー、中島木材グラップルソー、同じく中島木材グラップルつきバックホー、カネか渡辺建材グラップルつきトラックである。

川村分科会長 ただいま事務局長朗読した部分で、大滝委員の疑義に対する確認は取れるか。よろしいか。

大滝 久志 はい。

川村分科会長 先ほど大滝委員から地方自治法に触れる部分がある云々というようなことで反対するというふうなことであったので、意見として少数意見の留保を求められた。これについて賛成する・・・

大滝 久志 これ見れば明らかなおお、皆さんが見たくないことはなるべくここでは控えたいがご理解いただいたと、この下のほうの文面、差しさわりがあるからということでそこまで・・・

川村分科会長 それでよろしいか。

大滝 久志 はい。そういうことである。

経済建設分科会長（川村敏晴君） 暫時休憩を宣する。
（午後1時52分）

経済建設分科会長（川村敏晴君） 再開を宣する。
（午後1時52分）

川村分科会長 大滝委員に改めて確認する。林業水産総務費の中の森林林業再生基盤作り事業補助金に対して、地方自治法に触れるところが思われるというふうなことで、この事業に対して反対をなさるということで、ご理解してよろしいか。

大滝 久志 さっき付け加えたとおお、あとその先のことはその先の話である。

川村分科会長 あと付け加えることはないか。

大滝 久志 ない。

川村分科会長 それでは、この大滝委員の少数意見の留保に対して賛成の方はいるか。
（山田 勉委員 賛成起立）

川村分科会長 1名の賛同意見があるので、改めてこの森林林業再生基盤作り事業補助金に関して、反対意見として少数意見の留保をさせていただく。大変長らくお時間を頂戴してありがとう。

経済建設分科会長（川村敏晴君） 閉会を宣する。
（午後1時55分）

大滝委員長 再開を宣する。
（午後1時56分）

大滝委員長 経済建設分科会長の報告の賛否の件について、るる皆さんから質疑があった。その件について再度、留保の件について審議をいただいたのでその結果について経済建設分科会長から報告願う。

川村経済建設分科会長 報告申し上げる。事業名、森林林業再生基盤作り事業補助金について、委員からこの事業について、地方自治法に抵触すると思われるので、自分はこの事

業について反対をするものであるという反対意見が出され少数意見の留保を求められた。これについて賛成者を諮ったところ1名の賛成があったので、少数意見の留保をすることといたしたことを報告申し上げる。

大滝委員長 ただ今の分科会長の報告のとおり、少数意見の留保は認めたということで委員長があった。皆さんからその他ご質疑ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【討 論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第112号については、起立多数にて認定すべきものと決定した。

委員長（大滝国吉君） 閉会を宣する。
(午後1時59分)